

■ 特別職の報酬等の状況  
(25年4月1日現在)

区分	給料月額・報酬等
町長	774,000円
副町長	642,000円

区分	給料月額・報酬等
議長	278,000円
副議長	202,000円
議員	180,000円

区分	期末手当
町長	6月分:1.4月分 12月分:1.55月分
副町長	
議長	
副議長	
議員	

※平成25年4月から平成26年12月まで、町長・副町長の期末手当については支給していません。

■ 平均の年齢・給料・給与 (25年4月1日現在)

【平均給与月額】

給料月額のほか扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当など全ての手当額を合計したもの

【平均給与月額(国ベース)】

国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したもの

	信濃町	国
平均年齢	40.2歳	43.1歳
平均給与月額	327,434円	—
平均給料月額	319,197円	376,257円

■ 経験年数別・学歴平均給料月額の状況 (一般行政職・25年4月1日現在)

	初任給	経験10年	経験15年	経験20年
大学卒	172,000円	248,600円	271,500円	297,250円
高校卒	140,100円	214,600円	229,750円	272,742円

■ 職員の手当の状況

【期末手当・勤勉手当】

一人当たり平均支給年額(22年度)	129.5万円
平成22年度支給割合(4月1日現在)	期末手当:2.6ヶ月分 勤勉手当:1.35ヶ月分

【扶養手当】

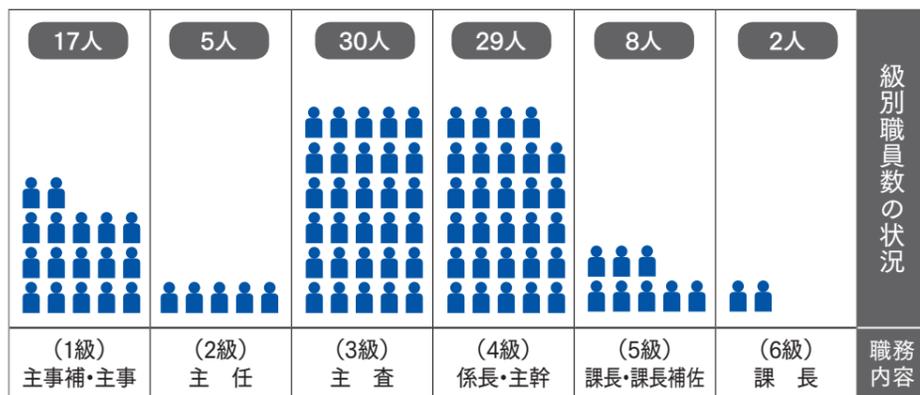
配偶者	13,000円
子等の扶養親族	6,500円 満15歳以上22歳まで加算5,000円

【住居手当】

借家	12,000円を超える場合27,000円を限度に家賃の半額を支給
----	----------------------------------

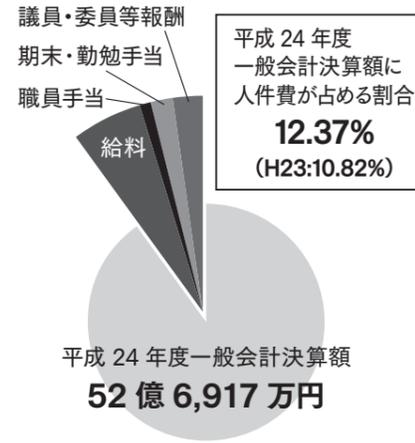
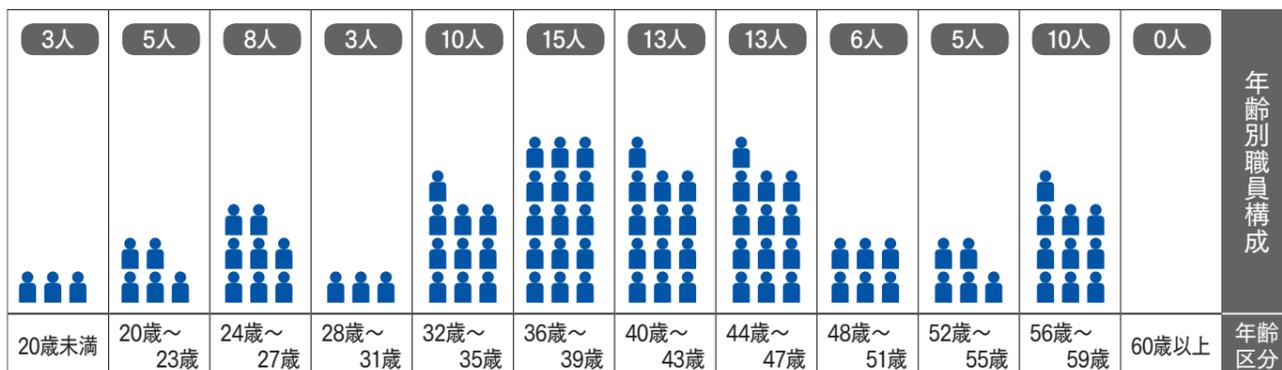
【通勤手当】

乗用車等使用	2km以上距離に応じて3,800円～19,100円
電車・バス利用	45,000円まで全額それを越える部分は5,000円を限度に半額支給



一般行政職  
91人

この表は、税務職・医師・薬剤師・医療技術職・看護師・保育士・企業職・技能労務職に該当する職員を含んでいません。



給与の状況

■ 職員の給与の状況

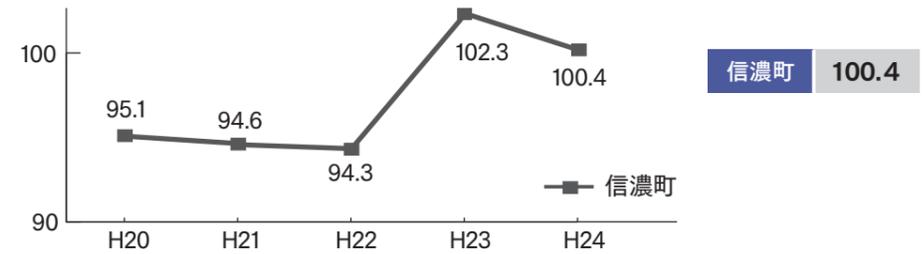
平成24年度一般会計決算額	52億6,917万円
うち人件費総額	6億5,202万円
給与費	3億6,278万円
職員手当	3,882万円
期末勤勉手当	1億2,272万円
議員・委員等報酬	1億3,069万円

■ 一人当たりの平均給与

472万円 (H23: 495万円)

■ ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

国家公務員と地方公務員の給料水準を比較する方法として、ラスパイレス指数があります。国家公務員の給料を100とした場合、町の職員の給料がどのくらいを示したものです。



※平成24～26年の間、国家公務員給与が、大震災復興財源として平均7.8%削減されているため、指数が上昇しています。

※平成25年7月より、国家公務員の削減に合わせて町も削減しています。

職員数の状況

■ 部門別職員数の推移

	一般行政部門	特別行政部門	公営企業等会計部門
24年度 196人	91人	16人	89人
25年度 206人	94人	17人	95人

部門	議会	総務	税務	農林水	商工	土木	民生	衛生	教育	病院	水道	下水	その他
人数	3	20	7	12	7	8	25	12	17	84	4	2	5

■ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況

	H21 計画前年	H22 (1年目)	H23 (2年目)	H24 (3年目)	H25 (4年目)	H26 (5年目)	5年間の合計 (進捗率)	定員の 数値目標
一般行政	91	89(-2)	90(+1)	91(+1)	94(+3)	—	8(△160%)	△5
教育	18	18(±0)	18(±0)	16(-2)	17(+1)	—	2(△100%)	△2
公営企業等	100	96(-4)	87(-9)	89(+2)	95(+6)	—	△3(150%)	△2
計	209	203(-6)	195(-8)	196(+1)	206(+10)	—	△7(77.8%)	△9

※各年のカッコ内は、対前年比の増減数です。合計欄は、5年間の累計と、目標数値に対する進捗率を示しています。

職員数の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従業者の給与などを参考に定めており、給与の基本的な事項は、議会の議決を経て「一般職の職員の給与に関する条例」などで定められています。

職員数については、第6次行政改革大綱に基づき、適正な人員の配置を行っていきます。

総務課 庶務係  
☎ (255) 3143

【公表】

職員数と給与状況

効率的な人員配置と、給与水準の適正化を図ります